

大妻女子大学短期大学部における転科・転専攻の取扱いに関する規程

平成 26 年 2 月 10 日制定

令和 4 年 2 月 16 日改正

- 第 1 条 大妻女子大学短期大学部学則第 22 条の 4 の規定に基づく転科・転専攻(以下「転科等」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 転科等を受け入れる年次は、2 年次とする。
- 第 3 条 転科等の受け入れは、学科・専攻毎の受け入れ年次の在籍者数(受け入れの前年度における 11 月 1 日現在)が、原則として学則第 38 条に規定する入学定員を超えない場合に限り、その範囲内において学科の判断により実施できるものとする。ただし、入学定員を超える在籍者数がある場合でも、収容定員において許容範囲内であれば、学科の判断により実施できるものとする。
- 2 転科等の受け入れ可能な人数は、各学科において、学科・専攻ごとに定め、11 月初旬に教育支援グループに通知する。
- 第 4 条 受け入れを実施する学科は、必要に応じて選考基準等を定める。
- 第 5 条 転科等の選考は、原則として在籍中の成績、筆記試験、面接等を組み合わせて総合的に判定する。
- 第 6 条 転科等を希望する者は、所定の期日までに出願書類を教育支援グループに提出する。
- 第 7 条 選考の結果、転科等を許可された者は、所定の転籍書類を学生支援グループに提出する。
- 第 8 条 転科等は在学期間中において 1 回限りとし、再度の転科等については認めない。
- 第 9 条 転科等を行った者に対する転科等以前に取得した単位の取扱いについては、受け入れを行った学科において必要に応じて卒業に必要な単位として認定することができるものとする。
- 第 10 条 転科等を行った者の在学年数は、転科等を行う前の在学期間を含め 4 年を超えることはできない。
- 第 11 条 本規程に定めのない事項については、そのつど大妻女子大学運営会議においてこれを定める。
- 第 12 条 この規程の改廃は、大妻女子大学運営会議が行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 2 月 16 日 大学教育推進機構委員会)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。